

第 30 回 佐川町農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 平成 28 年 10 月 27 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 20 分
- 2、開催場所 佐川町役場 二階大会議室
- 3、出席委員 (16 人)

会 長	17 番	北添	正男
会長職務代理者	16 番	武石	悦雄
委 員	1 番	岡添	輝男
	2 番	刈谷	哲二
	3 番	田村	営幸
	4 番	藤原	健祐
	5 番	廣瀬	正直
	6 番	邑田	昌平
	7 番	氏原	延
	8 番	今橋	壽子
	9 番	尾碕	藤吉郎
	10 番	上岡	民典 (5 分遅刻)
	12 番	佐藤	良一
	13 番	織田	和主
	14 番	大谷	恵呉
	15 番	横島	増吉

- 4、欠席委員 (0 人) 【11 番 欠 番】

5、議事日程

- 第 1 開 会
- 第 2 議事録署名委員の選任について
- 第 3 報告事項の報告について
- 第 4 議 事
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件について
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件について
 - 第 3 号議案 非農地証明願に関する件について
 - 第 4 号議案 佐川町農業委員会の改革に関する件について
- 第 5 その他
- 第 6 閉 会

6、農業委員会事務局職員

事務局長 公文 博 章
主 任 田 村 麻 美
主 任 氏 原 謙

臨時職員 和田 佳 絵
臨時職員 大 原 彰 子

7、会議の概要

議長

それでは、ただ今より第 30 回農業委員会総会を開会します。ただ今の出席者は 15 名です。定足数に達していますので、会議は成立します。なお、10 番上岡委員より少し遅れるとの連絡がっております。

早速ですが、お手元に配付した定例総会議案書の日程に従い、会議を行います。議事日程第 2、議事録署名委員の選任について、を議題とします。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、会長が指名することとなっていますので、私が指名します。15 番横畠委員と 16 番武石委員にお願いします。

続きまして、日程第 3、報告事項の報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局長

それでは、日程第 3、報告事項について、報告させていただきます。1、本月中の会議と主たる処理事項についてですが、10 月 3 日、改正農業委員会法等に関する研修会が高知市の高知会館で開催され、氏原主任が出席しました。10 月 5 日、農業委員・農地利用最適化推進委員の定数等に関して、町長・副町長及び総務課長・篠原係長との協議会が開催され、北添会長・武石職務代理及び事務局の私と、田村主任及び氏原主任の計 9 名で協議しました。10 月 9 日、平成 28 年度移動農業委員会が黒岩地域で開催され、農業委員 4 名と氏原主任が参加しました。10 月 11 日、佐川町議会臨時会が開催され私が出席しました。10 月 19 日、第 7 回佐川町農業関係機関打合せ会が高吾農業改良普及所で開催され、田村主任が出席しました。10 月 24 日、農業委員会の改正について、先進地である香美市と南国市の農業委員会に、北添会長・武石職務代理及び事務局の私と、田村主任及び氏原主任で視察研修に行ってきました。そして本日、平成 28 年度 第 30 回佐川町農業委員会定例会が開催されております。

続きまして、2、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告します。

一件目の地区は と で届出人は 村の さん、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は 筆とも で合計面積が m²・受付日は平成 28 年 9 月 21 日、受理日は平成 28 年 9 月 26 日・登記原因は平成 27 年 1 月 27 日相続とのことです。

二件目の地区は で届出人は 市の さん、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は田が 筆で面積が m²・畑が 筆で面積が m²・合計 m²・受付日は平成 28 年 9 月 30 日、受理日は平成 28 年 10 月 3 日・登記原因は平成 28 年 2 月 20 日相続とのことです。

三件目の地区は で届出人は さん、土地の表示は佐川町字 番、地目は で面積が m^2 ・受付日は平成 28 年 10 月 6 日、受理日は平成 28 年 10 月 11 日・登記原因は平成 23 年 2 月 27 日相続とのことです。

四件目の地区は で届出人は さん、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は 筆とも で合計面積が m^2 ・受付日は平成 28 年 10 月 11 日、受理日は平成 28 年 10 月 12 日・登記原因は平成 28 年 8 月 20 日相続とのことです。

五件目の地区も で届出人は さん、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は畑が 筆で面積が m^2 ・田が 筆で面積が m^2 ・合計 m^2 ・受付日は平成 28 年 10 月 13 日、受理日は平成 28 年 10 月 13 日・登記原因は平成 22 年 12 月 13 日相続とのことです。

六件目の地区は で届出人は さん、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は田が 筆で面積が m^2 ・畑が 筆で面積が m^2 ・合計 m^2 ・受付日は平成 28 年 10 月 17 日、受理日は平成 28 年 10 月 17 日・登記原因は平成 28 年 4 月 7 日相続とのことです。

続きまして、3、時効取得について報告します。件数は1件です。地区は で登記義務者は さん、登記権利者は さんです。土地の表示は佐川町 字 番外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m^2 ・登記目的は所有権移転で、登記原因は昭和 60 年 11 月 5 日、時効取得とのことです。

以上で、報告を終わります。

議長

報告事項の報告が終わりました。何か質問等ありませんか。

(質問等なしの声)

議長

質問等ありませんので、これで報告を終わります。続きまして、日程第4、「第1号議案 農地法第3条に関する件」を議題とします。それでは、22番・23番の2件について、を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは28-22番を説明します。譲渡人は 村の さん、譲受人は 村の さん、土地の所在地は佐川町字 番外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m^2 、譲渡理由は贈与です。

続きまして28-23番を説明します。譲渡人は 県の さん、譲受人は 市の さん、土地の所在地は佐川町 字 番・地目は で面積は m^2 、譲渡理由は売買です。

以上2件とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、2件とも譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。以上です。

議長

それでは、順次確認委員さんの確認報告をお願いします。初めに私の方から確認委員としての確認報告をします。

17 番北添委員

それでは報告します。22 番の申請地は 及び 集落にあり、現在水稻が栽培されています。譲受人は親子関係にあり農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、引き続き水稻を栽培するとのことで、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

9 番尾碕委員

それでは 23 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻が栽培されています。譲受人は 市で農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、水稻を栽培するとのことで、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可しても問題無いと判断いたしました。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」22 番・23 番については、原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

15 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」22 番・23 番の 2 件については、原案どおり決定しました。

続きまして、「第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件」4 件を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは「第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件」6 番を説明します。譲渡人は 県の さん、譲受人は さんです。土地の所在地は佐川町 字 番 ・登記地目は ㎡で面積が ㎡です。転用目的は、進入道路に

するために、転用するとの事です。

農地区分につきましては、10ha以上の集団化した農地もなく 第2種及び第3種農地にも該当しないので、その他の農地（第2種農地）に該当すると判断されます。

続きまして、7番を説明します。譲渡人は 市の さん、譲受人は さんです。土地の所在地は佐川町字 番・登記地目は で面積が m²です。転用目的は、駐車場にするために、転用するとの事です。

農地区分につきましては、10ha以上の集団化した農地もなく 第2種及び第3種農地にも該当しないので、その他の農地（第2種農地）に該当すると判断されます。

続きまして、8番を説明します。貸人は さん、借人は さんです。土地の所在地は佐川町 字 番・登記地目は で面積が m²です。転用目的は、自己住宅を建築するために、転用するとの事です。

農地区分につきましては、10ha以上の集団化した農地もなく 第2種及び第3種農地にも該当しないので、その他の農地（第2種農地）に該当すると判断されます。

続きまして、9番を説明します。譲渡人は 市の さんと地元の さん、 さんの3人で、譲受人は さんです。土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・登記地目は 筆とも で合計面積が m²です。転用目的は、自己住宅を建築するために、転用するとの事です。

農地区分につきましては、10ha以上の集団化した農地もなく 第2種及び第3種農地にも該当しないので、その他の農地（第2種農地）に該当すると判断されます。 以上で説明を終わります。

議長

それでは、順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

12 番佐藤委員

それでは、6番について報告します。申請地は 集落にあり、譲受人は自分の家への進入路の拡幅をするものです。申請地は、北側は町道を挟んで宅地と接し、東側は道を挟んで譲受人の宅地と隣接しています。南側及び西側は譲渡人の農地（畑）に隣接した土地で、何も問題ありません。

3 番田村委員

それでは、7番について報告します。申請地は 集落にあり、譲受人は自分の駐車場にするものです。申請地は、北西側は宅地に接し、北東側は県道を挟んで宅地と接した土地で、南西側は道を挟んで河川に接し、南東側は道を挟んで譲受人の宅地と接していますので何も問題ありません。また、進入路も準備し、何も問題ありません。

12 番佐藤委員

それでは、8番について報告します。申請地は 集落にあり、事務局の説明のとおり、借人が自己住宅を建築するものです。申請地は、北側は貸人の宅地に接し、西側は道を挟んで貸人の農地(畑)及び雑種地に接し、東側は農地(畑)及び宅地に接し、南側は水路を挟んで県道と接している土地で、農地関係者の承諾もあり何も問題ありません。

16 番武石委員

それでは、9番について報告します。申請地は 集落にあり、事務局の説明どおり、譲受人は自己住宅を建築するものです。申請地は、北側が佐川町営住宅用地に接し、東側は道を挟んで農地(畑)と接し、南側は宅地及び譲渡人の農地(畑)に接し、西側は譲渡人の農地(畑)に接した土地で、進入路もあり、何も問題ないと思われます。

議長

確認委員の報告が終わりました。確認報告を踏まえ、何かご質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんのでお諮りします。「第2号議案 農地法第5条に関する件」6番から9番は原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

15人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第2号議案 農地法第5条に関する件」6番から9番までの4件につきましては、原案どおり決定しました。

続きまして、「第3号議案 非農地証明願に関する件」を議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第3号議案 非農地証明願に関する件」10番を説明します。申請人は さんの代理人(行政書士) さんで、土地の所在地は佐川町字 番・登記地目は で面積は m²・利用状況は20年以上前から建物(理容店)があり、農地では無いということです。

以上です。

議長

それでは 10 番の確認委員さんの確認報告をお願いします。

3 番田村委員

それでは、10 番を報告します。申請地は 集落にあり、事務局の説明どおり現在は宅地となっております。よって佐川町非農地証明事務取扱要綱第 6 条（5）に該当しており、非農地証明を証明しても何も問題ありません。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。委員さんの確認報告を踏まえ、何か質問等はありませんか。

（ 質問等なしとの声 ）

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第 3 号議案 非農地証明願に関する件」10 番は原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

15 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 3 号議案 非農地証明願に関する件」の 10 番は原案どおり決定しました。

続きまして、「第 4 号議案 佐川町農業委員会の改革に関する件」を議題とします。 それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

先ほど日程第 3 の報告事項の報告でも町長と協議した事について報告しましたが、協議内容について説明しておきます。

まず初めに、お手元に配布の資料をご覧ください。

（ 別紙資料に基づいて説明する。 ）

以上が 10 月 5 日に開催の町長を交えての協議内容です。

議長

ただ今の説明内容で何か質問等あれば、何でも聞いて下さい。

9 番尾碕委員

今の説明を聞きましたが、農業委員と農地利用最適化推進委員の関係が良く分からない。

10 番上岡委員

案件の調査や利用状況調査は農業委員も最適化推進委員と一緒に行うのか。

事務局

先ほどの説明でも言ったように、事務局としては農業委員も最適化推進委員と一緒に行うのが一番良いと思っています。

14 番大谷委員

推進委員の地区割り人数を単純に農地面積だけでなく、山間地域の多さなども考慮して、増やせるものなら増やしてもらいたい。

6 番邑田委員

私も大谷委員と同意見です。推進委員の定数を増やせるものなら増やしてもらいたい。

3 番田村委員

農業委員の定数の過半数は認定農業者でなければいけないと言うが、認定農業者に頼んでも仕事が忙しいと断れやしないかと危惧する。

12 番佐藤委員

申請の際、農業委員も最適化推進委員も他の地区への申込みも可能か。

事務局

それにつきましては、農業委員は基本的には全町でありますので地区は関係ないです。また、最適化推進委員については地区を指定しての申請になりますが、重複も可能となっております。なお、定数については次回の町長との協議でも強く要望いたします。

10 番上岡委員

委員の定数や報酬に関しての細かい点については、会長に任しますのでよろしく頼みます。

9 番尾崎委員

今までの話を聞いて私が思うには、今の委員が責任を持って次期委員を受けるか、もしくは後継者を推薦するか、責任のある姿勢で望むべきと考えます。

また、町長との協議内容については、会長に一任いたします。

議長(会長)

委員の皆様の意見は十分尊重し、私に一任された事の重責を担って、町長との最終協議に臨みたいと思います。結果については後日報告させていただきます。

以上で、今回提出されたすべての議案について、審議を終了いたします。
続きまして、日程第5 その他の件について、事務局は何か有りませんか。

事務局長

委員の皆様におかれましては、夏の暑い期間に行って頂きました、利用状況調査につきまして、本当にお疲れ様でした。この場をお借りしまして御礼申し上げます。ただ今集計作業を順次行っているところですので、準備が整いしだい利用意向調査も実施しなくては成りませんので、その節には委員さんのご協力をお願いいたします。なお、詳しくは次回の委員会で報告させていただきます。

議長

それでは、その他には何かありませんか。

委員

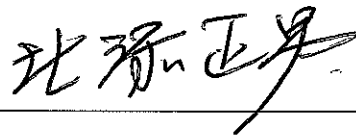
(ありませんとの声)

議長

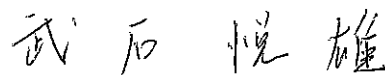
これをもちまして、第30回 佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回総会は平成28年11月29日(火曜日)で、午前9時30分から佐川町役場二階大会議室で行います。 本日はご苦労様でした。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長



議事録署名人



議事録署名人

